

しょうがい はんい せんたく けってい—せんたく けってい そうだんしえんぶろせす ていどくぶん
障 害 の 範 囲 と 選 択 と 決 定 - 選 択 と 決 定 ・ 相 談 支 援 プ ロ セ ス (程 度 区 分)

だいいきさぎょうち—むほうこく ようし
第 一 期 作 業 チ ャ ッ ト 報 告 の 要 旨

げんじょうそうだんしえんかだい

1. はじめに—現状の相談支援の課題について

(しちょうそんかくさ) (たにましようがいみたいおう) おうだんてき ほうかつきたいおう ふび しょうがい
【市町村格差】【谷間の障害への未対応】【横断的・包括的対応の不備】【障 害
とくせい おうじたせんもんそうだんたいせい ふび たしよくしゅきかんれんけいちょうせいたいせいふび
特 性 に 応 じ た 専 門 相 談 体 制 の 不 備】【他職種・機関との連携調整体制の不備】

じんざい ふそく とう
【人材の不足】等

たそうてきそうだんしえんたいせい

2. 多層的相談支援体制について

そうだんしえん ありかた かだい う みじか ちいき しょうがいしゅべつ か
これまでの相談支援の在り方の課題を受けて、身近な地域での障 害 種 別 や 課
題 別 によらないワンストップの相談支援の充 実 と、一定地域における総 合
てき そうだんしえんたいせい かくじゅう こういき じゅうらい せんもんそうだんしえんきかん
的な相談支援体制の拡 充、広域の従来からある専門相談支援機関との
ねっとわーく さぼーとたいせい せいび じゅうそうてきそうだんしえんたいせい ていあん
ネットワークやサポート体制の整備をめざす「重 層 的 相 談 支 援 体 制」を 提 案
とうじしゃ こうりゅう そうごしえん ちいきえんばわめんとじぎょう
した。さらに当事者の交 流 や相互支援をおこなう地域エンパワメント事 業 を
ていあん
提 案 した。

ちいきそうだんしえんせんたー じんこう 5まんにん 1かしよ あうとりーち ふくむほんにん
・地域相談支援センター（人 口 3～5 万 人 に1ヶ所。アウトリーチを含む本人に
よりそうけいぞくてきそうだんしえん しえんせんもんいん かしょう 3めいいじょうはいち
寄り添う継続的相談支援。相談支援専門員（仮称）3名以上配置）

そうごうそうだんしえんせんたー じんこう15 30まんにん 1かしよ こんなんじれいちゅうしん ちいき
・総合相談支援センター（人 口 15～30 万 人 に1ヶ所。困難事例中心。地域
そうだんしえんせんたー しえん けんしゅう そうだんしえんせんもんいん かしょう 5めいいじょう
相談支援センターの支援や研 修。相談支援専門員（仮称）5名以上
はいち
配置）

こういきせんもんそうだんしえんせんたー しょうがいしゅべつ せっち せんもんそうだんきかん
・広域専門相談支援センター（障 害 種 別 に設置された専門相談機関）

ちいきえんばわめんとじぎょう とうじしゃ かぞく うんえい ぴあさぼーとじぎょう
・地域エンパワメント事業（当事者や家族が運営するピアサポート事業）

そうだんしえんじぎょうしょ せんもんそうだんしえんいん きぼう ひと たいしょう ほんにん
相談支援事業所の専門相談支援員は、希望する人を対象に、本人
ちゅうしんしえんけいかく さーびすりようけいかく さくてい なお そうだんしえんじぎょうしょ
中心支援計画・サービス利用計画の策定できる。尚、相談支援事業所は

とうじしゃ たちば しえん しちょうそんぎょうせい さーびすじぎょうしょ
当事者の立場にたって支援することから、市町村行政やサービス事業所から

どくりつせい たんぼ こっこほじょじぎょう ざいげん できだかはらい
の独立性が担保されるべきである。また国庫補助事業として、財 源 は出来高払い

じんけんひそうとう ぎむてきけいひ かんがえる
ではなく、人件費相当の義務的経費によるべきと考える。

しきゅうけっていぶろせす

3. 支給決定プロセスについて

しきゅうけってい ほんにん ほんにんおよびそうだんしえんじぎょうしょ
支給決定にあたっては、本人（または本人及び相談支援事業所）と

ぎょうせい きょうぎちょうせい ぜんてい ほんにん ほんにん そうだんしえん
行政の協議調整を前提とする。(1) 本人 (または本人と相談支援
じぎょうしょ さーびすりようけいかく さくてい しちょうそん しんせい しちょうそん
事業所) がサービス利用計画を策定し、市町村に申請する。(2) 市町村
がいどらいん もとづいてにーずあせすめんと おこなう がいどらいん ありかた
は、ガイドラインに基づいてニーズアセスメントを行う。(ガイドラインのあり方につい
だいにき しょうさい けんとう こべつにーず おうじて きょうぎちょうせい
ては第二期で詳細に検討) (3) さらに個別ニーズに応じて、協議調整により
しきゅうけってい おこなう なお しきゅうけってい かんして にーずあせすめんと ありかた
支給決定を行う。(尚、支給決定に関してのニーズアセスメントのあり方や
ごうぎきかん ありかた だいにき けんとう
合議機関のあり方については、第二期で検討)

だいにき けんとうかだい た さぎょうちーむ もうしおくり ちょうせいじこう
4. 第二期での検討課題、他の作業チームへの申し送り・調整事項について
しきゅうけっていぶろせす けんとう にーずあせすめんと ほうほう きょうぎ
支給決定プロセスについてのさらなる検討 (ニーズアセスメントの方法や協議
ちょうせい ありかた くじょうもうしたてきかん もにたりんぐ しげんかいはつ ありかた そうだん
調整のあり方、苦情申し立て機関、モニタリングや資源開発のあり方)、相談
しえんせんもんいん やくわり けんしゅう ありかた しょうがいしゃじりつしえんほうかいせいほう
支援専門員の役割や研修のあり方など。障害者自立支援法改正法
つなぎほう そうだんしえん かんするじこう
(つなぎ法) における相談支援に関する事項。